

「茅ヶ崎市公共施設等総合管理計画（改訂版）（素案）」 についてのパブリックコメント実施結果

—ご協力ありがとうございました。—

1 募集期間 令和4年2月2日（水）～ 令和4年3月4日（金）

2 意見の件数 15 件

3 意見提出者数 3 人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	人	1人	人	人	人	人	2人	人

5 内容別の意見件数

※	項目	件数
1	本市の現況と将来見通しに関する意見	3件
2	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針に関する意見	4件
3	施設類型の管理に関する基本的な方針に関する意見	2件
4	計画全体に関する意見	1件
5	市民参加全般に関する意見	3件
	その他の意見	2件
	合計	15件

※「茅ヶ崎市公共施設等総合管理計画（改訂版）（素案）」の項目番号

 = 一部修正を加えた項目

茅ヶ崎市 財務部 資産経営課 資産経営担当
0467-82-1111（内線 2571）
e-mail:shisankeiei@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

■本市の現況と将来見通しに関する意見（3件）

(意見1)

人口構造の変化について、令和4年1月時点では増加するものの、令和7年より減少に転じ、令和37年には令和2年比9%減とあります。少子高齢化の対策との関連はどうなっているのでしょうか。

(市の考え方)

人口の見通しは、国の調査研究機関である国立社会保障・人口問題研究所が示す値と国勢調査結果から得られた値を用い、客観的かつ中立な考え方に基づき行いました。したがって、少子高齢化に関する対策の効果は加味されていません。

人口減少と少子高齢化が同時に進行することは以前から予測されており、本市では、最も重要な課題と認識していました。そのため、これまで子どもを産み育てやすく子育て層が住みやすいまちを目指した施策や、高齢者が生きがいを持って活躍できるまちを目指した施策を展開してきました。

今後も、これまで同様の考え方のもと、若い世代からシニア世代までのどの世代にも居住地として選ばれるように、まちの魅力を磨き上げ、世代間バランスの確保に資する事業を進めます。

令和4年度は、子育て世代に暮らしてみたい、住み続けたいと感じていただけるようなシティプロモーションの強化、安心して子育てができる暮らしの実現に向けた母子への支援などを進めます。

また、令和4年度には、令和5年度から7年度までを計画期間とする実施計画を策定します。実施計画では、本市の目指す将来の都市像「笑顔と活力にあふれ みんなで未来を創るまち 茅ヶ崎」を実現するための具体的な手段である事業を定めます。実施計画の策定にあたっては、人口減少、少子高齢社会において、本市が多様な主体の共創により活力あるまちとなるよう、しっかりと議論し、必要な事業を位置付け、5年度以降の市政運営につなげます。

本計画で掲げる公共施設マネジメントを推進するための3つの基本方針（「長寿命化の推進と維持管理コストの最適化」・「市有財産の利活用」・「建築物系公共施設の総量縮減と施設配置の適正化」）に基づく取組も、必要な事業として位置付けながら、しっかりと取り組んでまいります。

(意見2)

国や県はもう人口減少に転じているとも聞きますが、この分析は正しいのでしょうか。

(市の考え方)

5年ごとに行われる国勢調査の結果によると、全国では平成22年をピークに人口は減少となっています。神奈川県と本市の人口は一貫して増加しているものの、人口増加率は鈍化傾向を示しています。

人口の見通しは、直近で行われた令和2年国勢調査の結果で得られた本市の男女別・5歳階級別人口を基準として、推計を行った結果になります。

推計にあたって、社会経済的要因が将来どのように変化するか、また、本市の施策の効果等が人口変動にどのような影響を与えるかを客観的に示すことは困難です。これら要因を推計に直接反映させようとするとう意的な推計になりかねません。

この推計は、国の調査研究機関である国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」といいます。）が示す値と国勢調査結果から得られた値を用い、次のとおり客観的かつ中立な考え方に基づき行いました。

【推計にあたって必要となる人口変動の三要素に係る仮定値】

- 自然増（出生）：社人研が公表する本市の将来の子ども女性比^{※1}と0－4歳性比^{※2}
- 自然減（死亡）：社人研が公表する本市の将来の生残率^{※3}
- 社会増減（転入転出）：令和2年国勢調査結果と平成27年国勢調査結果を比較し算出した、本市の5年間の移動率^{※4}

【推計の手順】

- 男女別・5歳階級別の基準人口に5年間の生残率と移動率を乗じて、基準時点から5年後の5歳以上人口をそれぞれ算出
- 0－4歳人口は、推計された15－49歳女性人口に子ども女性比を乗じて総数を算出した上で、0－4歳性比を用いて男女別の人口を算出
- この計算を5年単位で繰り返し、出発点となる基準年から将来の人口を推計

※1：0－4歳人口（男女計）を同年の15－49歳女性人口で除した値

※2：0－4歳女性人口100人あたりの0－4歳男性人口

※3：ある年齢X歳の人口が、5年後に(X+5)歳になるまで生き残る確率

※4：ある地域の転入超過数が地域人口に占める割合

（意見3）

財政事情により、北海道の旭川市のように公共施設等で※行政があまり出来なくなるのは当然と思う。しかし、今まで市庁舎新築、保健所を県から受けたりしていると思う。その場限りの総合計画にならぬようお願いします。約15年先まで見通しを立てる計画なので。

（市の考え方）

ご指摘のとおり、その場限りの計画とならぬよう、本市では、令和3年1月に国から要請された計画の見直し要件を満たすほか、本市の人口、財政、公共施設等の老朽化など、現況や将来見通し等を踏まえ抜本的な改訂を行いました。

各施設の具体的な対策の方向性については、今後、施設類型ごとの個別施設計画において示してまいります。

■ 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針に関する意見（4件）

（意見4）

近隣自治体との連携による広域化はある程度必要と思うが、市の方針、政策と一致するものか、よく吟味して進めてほしい。それなら保健所を市が受けなければ…海岸のヘッドランドも。

（市の考え方）

広域化の推進にあたっては、県や近隣自治体等との連携により、最も有効的な活用や整備の手法等について検討してまいります。

県から借用している現保健所については、築50年以上経過していることから、所有者である県と調整し、今後の再整備の手法等を検討してまいります。

（意見5）

広域化だけを必要に応じて進めるのではなく、市の二重行政をなくすことも住民自治の発展、人権を尊重して民主化、財政の適切な運用にもつながると思う。

たとえば、「まちづくり協議会」は自治会等々の二重行政で民生委員児童委員と青少年指導員との関係等々の多さがあると思う。

（市の考え方）

ご指摘のとおり、財政の適切な運用のため、施設のあり方を検討する際に、二重行政による無駄がないかという視点をもって見直してまいります。

たとえば、貸室を有する施設については、設置目的は異なりますが、その実態は、生涯学習活動や地域の会合などに使用されていることが多く、また施設が近接していれば、利用が分散するため、利用率が低い貸室も多くある状況です。そのため、本方針では、施設の老朽化や利用状況、施設の配置状況、当該地域の人口推移など、各施設の状況を総合的に勘案した上で、類似機能を有する施設同士の統廃合、低利用貸室の転用により他施設と複合化を図るなど、本市が保有する施設の延床面積の縮減や利活用により、二重にかかっていた管理運営コスト等の縮減や歳入確保を図る考え方を示しています。

（意見6）

施設類型の管理に関する基本方針について、市民の要望、市の政策からもう一度検討し直してください。それは民営化とか適正化とか記されているところもあるが、すべて縮減のように感じます。もう一度すべてを見直してください。

（市の考え方）

現状の全ての施設を維持していくことは、本市の財政状況や公共施設等の老朽化の状況等から限界があります。そのため、本計画で示す公共施設マネジメントを推進していくための3つの基本方針に基づき、取組を推進することで、将来にわたって安全・安心な市民サービスの提供と、持続可能な行財政運営の両立を図ってまいりたいと考えております。

本計画の施設類型及び地区別に示す基本的な方針に基づき、今後策定する個別施設計画において、各施設の具体的な対策の方向性を示していくため、その検討段階において

市民の皆さまとご意見を伺う場や市との意見交換の場を設け、本市の将来像を見据えた公共施設のあり方を検討してまいります。

(意見7)

公共施設マネジメントを推進するための基本方針について、基本方針1「長寿命化と維持管理コストの適正化」、基本方針2「市有財産の利活用」は必要なことだと思う。

しかし、方針を作る上で、本当に安全安心の確保がなされているか、再検討を。

- (1) 市議会で取り上げられた体育館の事故がないように、人命にかかわる。
- (2) 市にTELしたら他課(担当から)令和4年1月に駅南口時計塔へ白紙を貼りました(市が)もう1か月以上経っても修理なし。適切な維持管理を望む。
- (3) 市有地・民地も菱沼海岸、東海岸、中海岸、南湖…開発により松をはじめ緑が失われていて、カーボンニュートラルはどうなっている。
- (4) ラチエン通り 保※※※※市等の掲示あり歩けない。
- (5) ごみ有料化等々あるのに不法投棄あり
- (6) ゴミ有料化 最終処分場等を総合的に考えて施設その他省略

(市の考え方)

個別施設計画において、各施設の具体的な対策の方向性を検討していく上では、市民の安全・安心の確保や市民サービスの維持を前提に考え、より最善の方法を検討します。

■施設類型の管理に関する基本的な方針に関する意見(2件)

(意見8)

学校教育系施設のコスト状況グラフにおいて、賃借料がないように見える小中学校が多くありますが、これは額が低すぎてグラフに表れていないだけでしょうか。

鶴嶺中学校の賃借料が突出して高いのは何か理由があるのでしょうか。また、西浜小学校や松林小学校の賃借料が高い理由も併せて教えてください。

(市の考え方)

以下の学校については、敷地の一部を国、県又は民間から借用しているため、当該借地にかかる賃借料がグラフに反映されています。

※令和2年度決算ベース

学校名	所有者	面積	賃借料
茅ヶ崎小学校	民間	889.30 m ²	5,082,880 円
鶴嶺小学校	民間	1652.87 m ²	5,666,222 円
松林小学校	民間	17,916,711 m ²	17,916,711 円
西浜小学校	国	9410.41 m ²	9,249,609 円
	県	10132.23 m ²	22,368,360 円
小出小学校	民間	5932.60 m ²	8,914,128 円
浜之郷小学校	民間	1387.00 m ²	2,201,501 円
鶴嶺中学校	国	1538.89 m ²	4,637,906 円
北陽中学校	民間	556.01 m ²	144,832 円

民有地の賃借料については、次の算出式で算出した額を年の基準額とし、月額平方メートルあたりの単価を求め、その単価を年額に換算したものを支払っています。

<算出式> 固定資産課税標準額×3.4/100+（固定資産税額+都市計画税額）

（意見9）

市内小学校の多くは一学年あたりの人数が100名を超えていますが、小出小・鶴が台小・円蔵小のように全ての学年で100名を大きく下回っている小学校は、もはや学校としての機能を失っているのではないのでしょうか。小出小は周辺に他小学校がないため統廃合は難しいと思いますが、鶴が台小・円蔵小はそれほど距離が離れていないため統廃合の検討を進めていただきたいです。もしくは、隣接している香川小の人数がかなり多いため、現在の特認地域のように就学する学校を選択できる形ではなく、学区自体を変更の上で香川小・鶴が台小の人数が平準化できるよう調整していくことが大切であると思います。また、緑が浜小・汐見台小も同様に一学年あたりの人数が少ないですが、両校とも開校からそれほど年月が経っていないため統廃合の議論を行うのは時期尚早であると思います。しかし、年少人口の減少率が高いのであれば将来的には統廃合も視野に議論を行っていく必要があると感じます。

（市の考え方）

小中学校大規模改修や更新の検討にあたっては、今後策定予定の「（仮称）教育施設再整備基本計画」において、今後の本市全体及び学校区ごとの年少人口の推移を考慮し、教育環境に影響のない範囲で、学校間の統廃合や他施設との複合化等を検討します。

また、当該計画の検討と合わせて、「茅ヶ崎市立小学校・中学校の規模の適正化等に関する基本方針」（平成19年4月）を見直し、学校規模の適正化及び学校通学区の見直しを検討します。

■計画全体に関する意見（1件）

（意見10）

当計画（改訂版）では、漢字とカタカナが並列して記してあるのが多いが、意味が正しく伝わらないのではないかと。漢字とカナの意味が一致しない場合もあるのでは。

（市の考え方）

「公共施設マネジメント」のように、漢字とカタカナを併記している用語のほか、本計画に記載している用語の定義について整理し、本計画の最後に用語集を追加しました。

■市民参加全般に関する意見（3件）

（意見11）

パブリックコメント（意見募集）は、毎回非常にPR（情報提供・啓発）が少ないと思う。だから応募者が少ないと思う。これではパブコメの意味がないと思う。

(市の考え方)

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆さまからご意見をいただける重要な市民参加の機会であると認識しています。

パブリックコメント手続の実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、メール配信サービス、Twitter、市役所内デジタルサイネージの活用に加え、広報掲示板及び公共施設への掲示、まちぢから協議会連絡会を通しての周知等、様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しているところです。

(意見12)

コロナ禍で例年に比べて市のパブコメ実施が非常に少なくなり、応募者も非常に減っていると思うが、パブコメ実施の基準はどうなっているのですか。また、パブコメを実施せずに行政を進めていく場合はどのような場合ですか。

(市の考え方)

茅ヶ崎市市民参加条例第10条第1項で、基本的な政策を定める計画等、基本的な制度を定める条例等、市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則、審査基準の策定・制定・改廃等についてはパブリックコメントを実施しなければならないことを定めています。

そのうえで、同条例第10条第3項において、次のいずれかに該当するときは上記の規定を適応しないことを定めています。

- (1) 緊急を要するためパブリックコメント手続を実施することが困難であるとき。
- (2) 市税若しくは保険料の賦課徴収又は分担金、使用料、手数料その他の金銭の徴収に関する条例又は規則（新たに市税の税目を起こす場合に係るものを除く。）の制定等をしようとするとき。
- (3) 条例又は規則の改正をしようとする場合で、その内容が当該条例又は規則で定めている基本的な制度、義務を課し又は権利を制限する事項その他市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える事項の内容を変更するものでないとき。
- (4) 審査基準等であって、法令若しくは条例の規定により若しくは慣行として、又は市長等の判断により公にされるもの以外のものの策定等をしようとするとき。
- (5) 意見聴取の手続が法令又は条例により定められているとき。
- (6) 審議会等においてパブリックコメント手続に準ずる手続を実施して策定した報告等に基づいて策定等又は制定等をしようとするとき。
- (7) 市長等の裁量の余地がないと認められるとき。
- (8) 他の執行機関が既に策定等又は制定等をしている計画、方針、条例、規則又は審査基準等と実質的に同じ内容のものの策定等又は制定等をしようとするとき。
- (9) 軽微な改定又は改正に係るものであるとき。

(意見13)

当パブコメも意見交換会を実施してほしかった。この2月～3月で市が実施する学習会等は中止したり、実施したりしています。定員オーバーの学習会もあると聞く。

(市の考え方)

パブリックコメント手続をはじめとした市民参加の方法の実施にあたっては、案件に応じて組み合わせて実施することとしています。参加の機会を幅広く提供することで充実に努めるとともに、引き続き積極的な情報提供に努め、周知に取り組んでまいります。

■その他の意見(2件)

(意見14)

「将来の茅ヶ崎市のまちづくりのため、皆様のご理解・協力をお願い申し上げます。」と記してあります。パブコメ概要版について、その立場で記入したつもりです。

(意見15)

4月よりゴミ有料になりますが、何か大切なお金を火に焼いてしまう気になって仕方ないです。ゴミの出し方を今しっかり勉強させて根本を見直す。少ない年金で切り詰めた生活ですので、「水をしっかり切る」「決められた長さを守る」など必要に思われます。

◆修正部分の対照表

修正後
「用語集」を追加しました。